

単位：千円

	対象事業所・施設(※1, 2, 3)	基準単価	通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(※6)		
通所系 (※4)	通所介護事業所	通常規模型	537/事業所	左に加えて	537/事業所
		大規模型(Ⅰ)	684/事業所		684/事業所
		大規模型(Ⅱ)	889/事業所		889/事業所
	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231/事業所		231/事業所
	認知症対応型通所介護事業所		226/事業所		226/事業所
	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564/事業所		564/事業所
		大規模型(Ⅰ)	710/事業所		710/事業所
		大規模型(Ⅱ)	1,133/事業所		1133/事業所
	短期入所系	短期入所生活介護事業所	27/定員		
短期入所療養介護事業所		27/定員			
多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所(※5)	475/事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所(※5)	638/事業所			
入所施設・居住系	認知症対応型共同生活介護(※5)	36/定員			

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む

※2 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、一つの事業所・施設として取り扱う。

※3 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

※4 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※5 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については通いサービス又は宿泊サービスのこと。認知症対応型居宅介護は短期利用のこと。

※6 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)を参照のこと。